

「延岡市空家等対策計画」(案)に係るパブリックコメント一覧

意見者	No.	区分	意見概要	本市の考え方・対応	記載ページ
1	1	特定空家等の判断と指定	特定空家のうち通学路に面し危険度の高いものは早めに措置してはどうか。	特定空家等の判断のための立入調査及び特定空家等の指定は、危険等を考慮した優先順位により実施する計画です。	12
	2	その他	空き家のランクに応じ、固定資産税率を上げる(空き家管理、立入り調査等の予算に充てる)住み替え住宅バンクに登録した人は下げる。	家屋の固定資産税は資産価値に対するものであるため、危険性等により固定資産税を上げることは困難と考えられます。 ただし、居住用宅地として使用されている土地は「住宅用地特例」により固定資産税が減免されていますが、特定空家等が勧告の措置を受けた場合は、その空家が存する宅地は特例から除外されますので、結果として固定資産税が上がることになります。	17
2	1	支援の検討	隣接した空家が近所の迷惑建物(営巣、部材の飛散等)となっており、県外居住の持ち主からの相談があり、土地を購入し空家を解体した。その後、意識しなかった「固定資産税」が毎年きて、年金生活者にはこたえています。この土地を市が購入し、緑地化してもらえないでしょうか。(火災延焼被害防止も含めて)	空家等は個人財産であり、除却等を含めた維持管理は、第一義的には所有者等が行うべきものと考えております。 現在、該当箇所での公園等の整備計画および空家等対策としての買収計画はございません。 市が行う支援は、「第9章 1. 支援の検討」にお示しております方針により検討してまいります。	23
	2	その他	購入ができないならば、固定資産税免除または減免してもらえないでしょうか。	居住用の家屋のある土地は、居住用宅地として「住宅用地特例」により固定資産税が減免されていますが、空家等を除却し更地になると本来の土地の評価額による課税がされることになります。 なお、跡地を隣接の居住者が購入され一体の宅地として使用する際は、特例が適用される場合もありますので、資産税課でご確認ください。	17